

2026

神奈川歯科大学 履修ガイド

5年生版



附属病院
教学部・臨床実習管理室
教育企画部
2026.3.18 更新

目次

2026年度 授業方針	2
建学の精神	4
教育理念	4
医療理念	4
教育目的	4
教育目標	4
大学の3つのポリシー（方針）	5
入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	5
教育方針（カリキュラム・ポリシー）	5
卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）	5
5年生 進級判定基準	9
< 一般的事項 >	10
< 試験と評価 >	11
< 遅刻・欠席と補完 >	12
< その他 >	18

2026年度 授業方針

医療系大学の教育においては、知識教育はもとより、それにも増して態度教育・技能教育の充実化をはかることが求められています。社会や国からの要請に応えるため、本学においても臨床実習期間をいかに有意義に過ごしていただくかを非常に重要視しています。

その様な社会的背景もあり、皆さんもご存じの通り、医療法、歯科医師法の改正が行われ、臨床実習開始前医療系共用試験の公的化がはかられました。本改定により、公的化後共用試験に合格した学生は、歯科医業に従事できることが法的に明確化されました。皆さんは、この法改正により公的化された共用試験の合格者であり、スチューデントデンティストとして、指導医の監督の下という制約はあるものの、処方箋を発行する以外の歯科医療行為を法的に担保されたかたちで、業務として実施できることとなります。一方、歯科医師法に定められた事項を遵守する義務も負うこととなります。臨床実習は、実際の患者様から様々なことを学ばせていただける大変貴重な機会です。一年間の臨床実習を、実りの多い学修期間としていただきますようお願い致します。

毎日の診療室に於ける臨床実習は、歯科医師としての態度と技能を身に付ける上で欠かすことのできない貴重な機会です。そして患者さんは、学生の皆さんにそのような貴重な機会を授けてくれる大切な存在です。病院における一番の主役は患者さんであることを十分に認識し、常に感謝の心を持って実習に取り組むことは、プロフェッショナルリズム教育の根幹とも言えます。臨床実習終了時には、再度共用試験による評価を受けなければなりません。自分のケースはもちろん、それ以外のケースにおいても学べることは沢山あります。他人の治療を見学するような場合においても、先んじて治療の順番を考え、次に行う処置は何か、必要な道具として何を用意しなければならないか、などを考えながら見学するのと、ただ漠然と眺めながら時間が過ぎるのを待つだけの場合では、一年が過ぎた時の成果に雲泥の差が出ることは皆さんも想像できると思います。多くのケースを通じ、実りの多い学修をしていただけることを期待しています。

5年生は歯科医師国家試験にも直結する重要な時期です。前述のような学修は、臨床実地問題を解くためにも必要不可欠です。今年度の5年生は、共用試験 CBT の結果が従来と比較して大幅に低下しており、この点を非常に心配しています。臨床実習期間中においても、歯科医師になる上で必要な知識を習得するための講義時間を設けています。これまでの学修の遅れを取り戻せるよう、確実な学修習慣を身につけていただける事を切望しています。

臨床実習期間を通じ、歯科医師となる上で必要な知識・技能・態度を総合的に学修し、最終学年の6年生により良い状態で移行できるよう、有意義な一年間としていただきますようお願い致します。

神奈川歯科大学 学長
櫻井 孝

- ・ 出欠の確認方法

実習：病院通用口で KDU-LMS の出席記録機能を用いて登録し、各診療科の指定する集合場所に指定の時刻までに行き、指導医のチェックを受ける。

講義：KDU-LMS の出席記録機能で出欠をとる。

- ・ 各種感染防止対策に関しては当該時期の行政の指針等に従って大学が決定する。

- ・ 安否確認の観点から、3日連続して出席の確認が取れない場合、教学部から「本人」へ電話連絡をします。本人に確認が取れない場合は、「緊急連絡先」もしくは「第一保証人」に電話連絡をします。

- ・ KDU-LMS の掲示板には適宜重要な連絡事項が掲載されますので、1日2回程度は確認すること。

- ・ 下記の不正行為を行った際は懲戒処分（停学）の対象となります。具体的には、出席に関する不正（ピ逃げ、代返や代筆、教室外からのアクセスなど）、試験に関する不正（カンニング、スマホ持ち込みなど）、授業中の撮影、録画、録音、盗難 など。

※懲戒に関する規定第3条参照

- ・ 2026年度版履修ガイドは、システム変更の際して KDU-LMS を使用する一部手続きに変更が生じる可能性があります。その場合は改めて周知します。

建学の精神

全てのものに対する慈しみの心と
生命を大切にする「愛の精神」の実践

教育理念

歯科医師としての熟練と人間としての優しさを身につけるために、
学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育

医療理念

生命に対する畏敬の念

教育目的

教育基本法の精神に基づき、高き人格と豊かな識見を養い、かつ歯科医学に関する高度の
学術理論及び技術を教授・研究し、有能な歯科医師を育成することを目的とする。

教育目標

1. 幅広い教養を身につけ、歯科医師としての豊かな人間性とコミュニケーション能力を培う。
2. 科学的探究心を持ち、自ら問題を発見し、解決する能力を身につける。
3. 口腔領域の疾患を全身との関連で理解し、その予防、診断、治療に応用できる知識と技術を修得する。
4. 歯科医学の最新知識を生涯学び続ける能力を持った歯科医師を育成する。
5. 歯科保健医療を通じて、国民の健康増進、国際社会に貢献できる歯科医師を育成する。

大学の3つのポリシー（方針）

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 人の痛みや苦しみを理解できる豊かな人間性と思いやりのある人
2. 歯科医学・歯科医療に興味を持ち、それを十分に習得できる基礎学力のある人
3. 自ら新しい課題に意欲的に取り組み、真理追求に対し積極性のある人
4. 歯科医療を通して国民の健康維持・増進に貢献する意欲のある人

教育方針（カリキュラム・ポリシー）

知識、技能、態度を総合的に修得するため、教養系科目、基礎系科目、臨床系科目のすべてを「歯科咬合医療系」、「生命科学口腔病態系」、「社会と歯科医療系」および「神奈川歯科大学固有科目系」という4つのコースで体系的に編成し、それぞれ講義・演習・実習等を適切に組合せた授業を開講する。

知識：教養および基礎医学知識から専門知識まで、全学年を通し累進的なカリキュラムを編成し、主体的学修が身につくカリキュラムを編成する。

技能：コミュニケーション能力および医療技術の教育を段階的に編成し、歯科医師に必要な総合的スキルを体得できるカリキュラムを編成する。

態度：倫理教育およびプロフェッショナリズム教育を累進的に編成し、患者さんと誠実に向き合う医療を実践するためのカリキュラムを編成する。

卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）

1. 社会人としての必要な知識、教養、誠実さを備え、多様化する時代に対応できる能力を有する。
 - ① 幅広い知識と教養を得るための主体的学修を行う能力を有する。（知識）
 - ② 人間関係を円滑に行うためのコミュニケーション能力を有する。（技能）
 - ③ 社会人としての倫理観と誠実さを有する。（態度）
2. 医療人としての（生命に対する畏敬の念を旨とし、）豊かな愛の精神を備え、問題発見と解決能力を有する。
 - ① 基礎医学と隣接医学に関する歯科医師として必要な知識を有する。（知識）
 - ② 患者や医療スタッフと良好な情報共有を図るために必要なコミュニケーション能力を有する。（技能）
 - ③ 情報収集・分析力をもって医療に対する社会的ニーズを把握しようとする姿勢と他者（患者やスタッフ）を敬愛する態度を有する。（態度）
3. 歯科医師として必要な臨床歯学を体系的に理解し、高度な専門的学識を展開できる能力を有する。

- ① 歯科保健医療に必要な専門的知識を有する。(知識)
- ② 科学的根拠に基づいた歯科保健医療に必要な技術を有する。(技能)
- ③ 状況に応じて適切な対応が図れるプロフェッショナル意識を有する。(態度)

ディプロマポリシー到達目標

	1年次カリキュラム	2年次カリキュラム	3年次カリキュラム	4年次カリキュラム	5年次カリキュラム	6年次カリキュラム
知識領域	歯学教育を円滑に進める上で必要なリメディアル科目を編成する。 国際的視野を広げるための語学や異文化を学ぶための編制を設定する。	社会人としての教養や知識を身に付けるための文理科目を編成する。 基礎医学を学ぶきっかけとなるべき形態系や生理・生化学系科目を編成する。	歯科保健医療に従事するために必要な基礎医学系科目を編成する。 基本的な歯科医学系科目を編成する。	基本的・専門的な歯科医学系科目を編成する。 歯科保健医療を円滑に行うための隣接医学科目を編成する。	歯科保健医療に従事するために必要な基礎医学・歯科医学系科目を編成する。	歯科保健医療に従事するために必要な基礎医学・歯科医学系科目で学んだ知識を、臨床的に応用・展開するための知識を修得するための科目を編成する。
技能領域	基本的なコミュニケーション能力を身に付けるために必要な科目を編成する。	基本的なコミュニケーション能力を伸ばし、専門的コミュニケーション能力を学修する際に必要な能力を身に付けるための科目を編成する。	歯科医療に必要な歯科医学系科目の基礎実習を編成する。 医療コミュニケーションの初歩を学修するための科目を編成する。	臨床実習前に修得すべき歯科医学系科目の基礎実習を編成する。 臨床実習前に修得すべき医療コミュニケーションを学修するための科目を編成する。	歯科保健医療を実践するために必要な基本的技能(水準Ⅰレベル)を学修するための科目を編成する。	
態度領域	社会人として必要な倫理観を身に付けるために必要な科目を編成する。	社会人として必要な倫理観を身に付けるために必要な科目を編成する。	医療に対する社会的ニーズを把握する能力を身に付けるための科目を編成する。 医療倫理感を身に付けるための科目を編成する。	医療に対する社会的ニーズを把握する能力を身に付けるための科目を編成する。 医療倫理感を身に付けるための科目を編成する。	患者や医療スタッフへの適切な対応、態度を修得するための科目を編成する。	専門職としてのプロフェッショナル意識を修得するための科目を編成する。

カリキュラムポリシー概要

	1年次評価項目	2年次評価項目	3年次評価項目	4年次評価項目	5年次評価項目	6年次評価項目
知識領域	・ 該当科目GP ・ 総合試験Ⅰ ・ 日本語能力試験（留学生）	・ 該当科目GP ・ 総合試験Ⅱ	・ 該当科目GP ・ 総合試験Ⅲ	・ 該当科目GP ・ 共用試験CBT	・ 各科目知識評価 ・ 臨床座学試験	・ 認定試験 ・ 最終試験 ・ 外部模擬試験
技能領域	・ 該当科目GP	・ 該当科目GP	・ 該当科目GP	・ 該当科目GP ・ 共用試験OSCE	・ 各科目技能評価 ・ Post-CCPX(CSX, CPX)	
態度領域	・ 該当科目GP	・ 該当科目GP	・ 該当科目GP	・ 該当科目GP ・ 共用試験OSCE	・ 各科目態度評価 ・ Post-CCPX(CPX)	・ 態度評価

到達度評価指標

	1年次到達目標	2年次到達目標	3年次到達目標	4年次到達目標	5年次到達目標	6年次到達目標
知識領域	中等教育課程で修得すべき文理科目の知識が確実に身についている。 一般教養・異文化等に関する幅広い知識を身につけている。	社会人としての教養と必要な知識が身についている。 基礎医学を学修するために必要な科目の知識が身についている。	歯科保健医療に従事するために必要な一部の基礎医学的知識が身についている。 一部の歯科医学の基本的知識が身についている。	歯科保健医療に従事するために必要な基礎医学・隣接医学的知識が身についている。 歯科医学の基本的知識が身についている。	歯科保健医療に従事するために必要な歯科医学の基本的知識に加え、専門的知識が身についている。	歯科保健医療に従事するために必要な専門的知識を臨床的に展開できる能力が身についている。
技能領域	教職員や友人など身近な人間関係を円滑に構築するためのコミュニケーション能力が身についている。	人間関係を円滑に行うためのコミュニケーション能力が身についている。	臨床実習を開始するにあたり必要な一部の技能が身についている。 医療コミュニケーションの初歩的な能力が身についている。	臨床実習を開始するにあたり必要な技能が身についている。 患者や医療スタッフと情報共有できるコミュニケーション能力が身についている。	歯科保健医療を実践するために必要な基本的技能が身についている。	
態度領域		社会人としての倫理観と誠実さが身についている。		医療に対する社会的ニーズを把握しようとする姿勢が身についている。 他者を敬愛する態度が身についている。		専門職として状況に応じた適切な対応を図るためのプロフェSSIONAL意識が身についている。

本学歯学部では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーにより定められた学位プログラム教育の学修成果について、上記指標を基に以下の指針に則って評価します。

1. 1年次から3年次において、当該年度履修すべき知識の評価は、筆記試験、レポート、口頭試問を用いた各モジュールの成績評価（シラバス記載）、学年末の総合試験、さらには学年 GPA を用いて学習成果を検証します。実習での技能評価や態度評価は、評価シート、チェックリスト、ルーブリック、ポートフォリオ等を用い可及的に数値化を行い、達成度を評価します。
2. 4年次において、当該年度履修すべき知識の評価は、筆記試験、レポート、口頭試問、PC 試験を用いた各モジュールの成績評価（シラバス記載）、共用試験（CBT）で評価します。技能評価や態度評価は、実習においてチェックリスト、ルーブリック、ポートフォリオ等を用い可及的に数値化を行い、達成度を評価します。また、共用試験（OSCE）で評価します。
3. 5年次において、臨床座学試験により知識評価を行うと共に、知識、技能、態度について実習現場で評価します。併せて歯学生共用試験 PX（CPX, CSX）で評価します。
4. 6年次において、認定試験および最終試験により知識評価を行うと共に、態度の評価と併せて卒業判定を行います。
5. 評価方法の選定と合否基準には、その妥当性、客観性を各モジュールの科目担当責任者およびコース責任者間で定期的に見直しを行い、次年度開始時に学生、教員にシラバスで提示します。
6. 歯科医学教育における順次性を考慮し、カリキュラム・ポリシーの内容と方法を評価します。
7. 検証、測定可能な指標を用いて3ポリシーの再検討を行います。

5 年生 進級判定基準

以下に示す条件をすべて満たした場合に進級とする。

- ・「臨床実習」は通年科目とし、進級判定基準は態度・知識・技能の3領域評価の全てで合格基準を上回り、かつ歯学生共用試験 PX に合格することである。3領域並びに歯学生共用試験 PX の1つでも合格基準を満たさなかった場合は不合格とし、次年度に臨床実習を再履修しなければならない。

・態度評価

1. 診療態度評価：診療（自験、介助、見学、演習）時の礼儀・服装・接遇等に関する基本的姿勢を評価シートによって実習日ごとに評価し、実習期間終了時に集計したものを診療態度評価とする。各診療科における診療態度評価が70.0%以上であること。
2. 学修態度評価：診療以外の学修課題（製作物やレポート、口頭試問、施設見学等）に臨む態度（提出期限の遵守、出席状況、履行状況など）を評価し、実習期間終了時に集計したものを学修態度評価とする。各診療科における学修態度評価が70.0%以上であること。
3. 診療参加型臨床実習（ガイダンス・ポリクリを含む）の全てに出席していること。正当な理由のない欠席が8日以上（半日欠席は0.5日とする）あった場合、態度評価の合格を認めない。
4. 臨床座学（臨床解剖を含む）における正当な理由のない欠席が20コマ以上あった場合、態度評価の合格を認めない。
5. 診療参加型臨床実習および臨床座学の補完を期日までに全て修了していること。

・知識評価

1. 臨床座学試験の第1～4回の合計が70.0%以上であること。
2. 各診療科における知識評価（レポート、口頭試問など）が70.0%以上であること。

・技能評価

1. ミニマムリクワイヤメントおよび臨床実地試験受験要件がすべて修了していること。
2. 上記以外の技能評価（シミュレーション試験など）が各診療科で70.0%以上であること。
3. 臨床実習における技能を観察記録（評価シート）によって実習日ごとに評価し、実習期間終了時に集計したものを技能評価とする。各診療科における技能評価が70.0%以上であること。

< 一般的事項 >

1. 診療参加型実習

臨床実習は、学生が指導者の下で歯科医師としてのプロフェッショナリズムや態度・知識・技能の基本的な事項を学ぶことを目的としている。とりわけ診療参加型臨床実習の実施にあたっては、その趣旨が、単なる態度・知識・技能の修得にとどまらず、実際の患者を相手とした診療経験を通じて、医療現場に立った時に必要とされる診断および治療等に関する思考法・対応力・実践的な技能や臨床を通じた研究意欲などを養うことである。実習時間は原則実習日の 9 時から 17 時までとする。なお、臨床座学・解剖の授業時間（1 コマ 90 分）は以下の通りとする。

1 時限目 9：00～10：30

3 時限目 13：00～14：30

2 時限目 10：30～12：00

4 時限目 14：30～16：00

2. 歯学生共用試験診療参加型臨床実習後 PX（歯学生共用試験 PX）

歯学生共用試験 PX は基本的臨床技能の内容を中心に構成される課題に対して、主に態度領域の評価を目的とする臨床実地試験（CPX）、また複数疾患を再現した統合型共通模型を用いて技能領域を評価する一斉技能試験（CSX）によって構成されている。

3. 一斉技能試験（CSX）

学生が診療参加型臨床実習によって身につけた治療技術を、複数の疾患（高頻度歯科治療）を再現した統合型共通模型を用いて評価する。

4. 臨床実地試験（CPX）

診療参加型臨床実習の現場で学生のパフォーマンスを評価する。主に態度を中心に評価する試験であり、5 領域（医療面接、口腔外科系、保存系、補綴・リハビリ系、予防・指導系）で行う。

5. 臨床座学試験

臨床座学・解剖（毎週木曜日）の評価を年 4 回に分けて行う試験である。

6. 出席

実習：

病院通用口で KDU-LMS の出席記録機能を用いて登録する。登録後、各診療科の指定する集合場所に指定の時刻までに行き、指導医のチェックを受ける。

KDU-LMS の出席記録機能の不具合（QR コードが表示されない等）で登録できない場合、その場で防災センターに申し出て、出欠表に自筆すること。

スマートフォンの不具合等で KDU-LMS が使用できない場合、9 時までに 7 階臨床実習管理室

に申し出て、出欠表に自筆すること。

以上が確認できない場合および打刻ミスは、実習に参加していたとしても欠席となる。

講義：

出席確認は KDU-LMS の出席記録機能で行う。補助員の指示に従って操作する。スマートフォンの不具合等で KDU-LMS が使用できない場合、出欠表に自筆してもらうので、その場で補助員に申し出ること。

出席登録ができない場合、実際に授業に出席していたとしても欠席となる。仮に担当教員・補助員や友人の証言があっても出席とは認められない。出席登録後に不要に離席した際も欠席とする。なお、出席状況によっては、授業中に複数回の出席確認を行う。

また、ピ逃げ、代返・代筆、教室外からのアクセス等の不正行為を行った際は懲戒処分（停学）の対象となる。（懲戒に関する規定第 3 条参照）

< 試験と評価 >

7. 臨床座学試験の追・再試験

臨床座学試験の追・再試験は行わない。

8. 臨床座学試験における留意事項

- 1) 原則として、受験者の集合時刻は試験開始 10 分前とする。集合時刻に複数回遅刻した場合、その回数および学修態度によっては、知識評価の合格を認めない。
- 2) 当該年度の学生証を所持しない者の受験を認めない。ただし、所定の手続きにより仮学生証を交付された者はこの限りではない。
- 3) 受験者は指定された場所に着席し、静粛に受験すること。
- 4) 原則として、試験中の筆記用具等の貸借、下敷きの使用、飲食を認めない。
- 5) 試験開始前に、カバン、教科書・講義資料・ノート、筆箱は指定場所（試験場の前方または後方）に移動し、携帯電話等の電源は切ること。違反した場合は不正行為とみなす。
- 6) 試験開始後 20 分を経過した場合、試験場に入室することはできない。また、試験場に入室した者は、試験開始後 25 分を経過するまで退室することはできない。
- 7) その他、試験場においては監督者の指示に従うこと。指示に従わない場合は不正行為とみなす。

9. 臨床座学試験における不正行為への対応

神奈川歯科大学試験規程に準じ、臨床座学試験①～④を総じて無効とする。また、年度内におけるその後の受験資格を与えない（臨床実習不合格）。

なお、処分内容については学則第 45 条に基づき学内に掲示するとともに、第一保証人宛に通知する。

10. 臨床座学試験におけるマークシートの記入ミス

学年・番号等の記入ミスがあった場合、当該学生を呼び出す。速やかに呼び出しに応じない場合、採点しない。

ただし、修正は臨床座学試験①～④を通じて1回（解答マークシート1枚）限りとし、それ以降の記入ミスは採点せずに0点とする。

11. 臨床座学試験における疑義

疑義については下記の記載事項（①～④）を記入し、指定された学年メールに送信すること。受付期間はKDU-LMSの掲示板で案内する。

- ・ 件名：臨床座学試験に関する疑義
- ・ 本文：①学年、②出席番号、③氏名、④疑義内容（問題番号を明確に記載すること）

※期間外および必要事項が記載されていない場合、疑義は受け付けない。

12. 成績不良および出席状況不良への対応

- ① 成績不良および出席状況不良の場合は、担任による本人に対する指導を行う。
- ② ①で改善がみられない場合、学年主任・副主任や臨床実習連絡委員会委員長による本人に対する指導を行う。
- ③ 成績不良および出席状況不良の内容に応じて、教学部部长または病院長・学長による本人に対する指導および三者面談（本人・保護者・大学）を行う。

※1. 指導内容（指導記録）については、第一保証人に送付する場合がある。

※2. 正当な理由のない欠席が3日以上で、欠席届の内容に疑義がある場合、臨床系教授連絡会等に諮り、その扱いを決定する。

※3. 成績不良の基準：各回の臨床座学試験終了時における総合評価（平均得点率）が70.0%未満

<遅刻・欠席と補完>

13. 遅刻

遅刻の扱いはなく、遅刻した場合は欠席したものとみなす。実習日は半日（0.5日）、講義日は1コマ欠席したことになる。

14. 欠席

やむを得ず実習・演習や講義を欠席した場合は、以下の手順に従って連絡・手続きすること。

14-1. 欠席の連絡について（実習・演習）

- (1) 8時30分までに学年メール（stu5@kdu.ac.jp）に連絡をする。
- (2) 各診療科への伝達事項がある場合は、8時半から9時の間に必ず臨床実習管理室（046-822-

9352) へ電話連絡する。

(3) 学外研修・横浜クリニックは施設の指示に従うこと。

14-2. 欠席の連絡について（講義）

授業開始前までに学年メール（stu5@kdu.ac.jp）に連絡をする。

14-3. 欠席届の提出について（正当な欠席理由がある場合）

正当な理由がある場合は、登校再開した日を含めて3日以内に、病気、忌引き、その他の理由の分かる証明書等を添付し、KDU-LMS上で提出すること。

試験規程に準じ、正当な欠席理由を以下に示す。

- (1) 「学校において予防すべき感染症」（学校保健安全法施行規則第18条）による欠席（診断書など証明する書類が必要）
- (2) 忌引きによる欠席（会葬礼状など証明する書類が必要）
- (3) 公共交通機関の遅れによる欠席（事故又は延着の証明書が必要）
- (4) その他特別な事情による欠席で教学部部长が認めた場合

15. 学校保健安全法施行規則に定める感染症による病欠の扱い

学校感染症による欠席が証明できる書類（領収書、診療報酬明細書、調剤明細書、感染症罹患証明書など）の提出により病欠と認める。「学校感染症の種類と登校停止期間の基準」と「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表を章末に別表で示す。

※新型コロナウイルス感染症に関しては当該時期の行政の指針等に従って大学が決定する。

16. 公共交通機関の運休による欠席および遅延による遅刻

公共交通機関の運休等、交通手段が確保できない場合、正当な理由のある欠席と認める。出席できなかった日程の補完を修了すること。登校を再開した日を含めて3日以内に欠席届と遅延証明書をKDU-LMS上で提出すること。

午前9時の時点で鉄道各社の運行ホームページに掲載された運休・遅延を対象とする。同ホームページから遅延証明書を取得しKDU-LMS上で提出すること。駅で配布する証明書は認めない。また、自己都合による遅刻を遅延として届け出することは厳に慎むこと（例：寝坊で遅刻したにもかかわらず遅延証明書を提出する行為）。

公共交通機関の遅延に伴う遅刻・欠席については、以下の条件をすべて満たす場合のみ認められる。

ただし、交通機関の状況にかかわらず、余裕をもった通学を心掛けること。

1. 同一の路線で15分以上の遅延が発生した場合に限る。

（複数路線の遅延時間を合算することは不可）

2. 対象は遅延当日の最初の実習（コマ）のみとする。

それ以降の実習（コマ）については、通常どおり出席すること。

3. 遅延証明書を提出すること。

4. 遅延当日を含めて3日以内に欠席届を提出すること。

※同一の路線で60分以上の遅延が発生した場合は、教学部にて審議のうえ対応を決定する。

17. 補完

正当な理由の有無を問わず、欠席や遅刻をした場合は補完を行わなければならない。

17-1. 実習・演習の補完

登校を再開した日を含めて3日以内に、該当診療科の指導医に補完日程・内容について指示を受け、その日程を臨床実習管理室に報告する。

補完指示書は発行されないため、補完日当日に実習評価シートの「補完」にマークをし、指導医へ提出する。

正当な理由のない欠席の場合、当該補完日の該当診療科の評価シート（態度評価）の得点を90%に減点する。

17-2. 実習の補完期限

補完の先送りを防ぎ、確実な履修を促すため、以下の通り期限を設ける。原則として、臨床実習終了日までに補完が修了していない場合、「臨床実習」を不合格とする。

【第1期期限】7月末日まで：3～6月の欠席等によって生じた補完を修了すること。

【第2期期限】11月末日まで：7～10月の欠席等によって生じた補完を修了すること。

【最終期限】臨床実習期間終了日まで：全ての補完を修了すること。

* 期限超過への対応

①第1期期限および第2期期限それぞれの期限を過ぎてもなお未修了の補完がある場合、進級判定における懸念対象者として、各期限ごとに第一保証人（保護者）に履修状況を通知する。

②最終期限を過ぎてもなお未修了の補完がある場合、臨床実習終了後に特別補完を行うことがある。ただし、特別補完を受けたとしても、期限を遵守できなかった事実は重く受け止められ、臨床系教授連絡会および教授会において態度不良者として進級の可否（不合格の可能性を含む）を諮るものとする。

17-3. 座学の補完

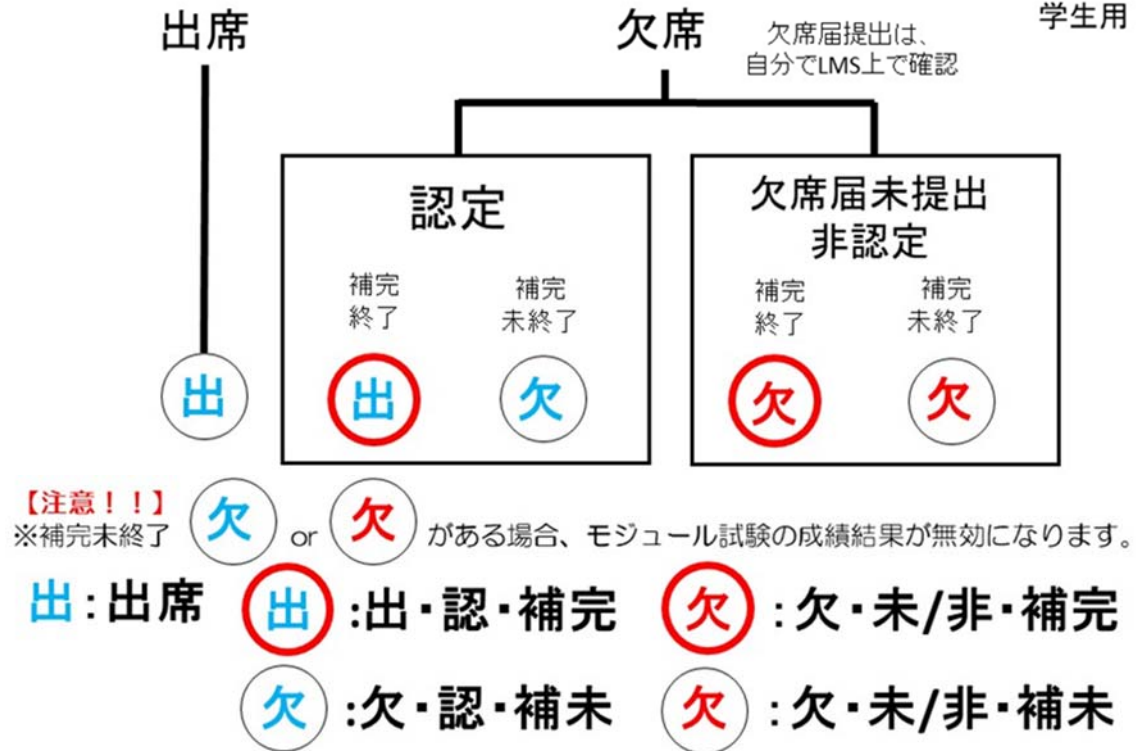
速やかに講義動画（オンデマンド）を視聴する（P17のフローチャート参照）。

第4回臨床座学試験の5日前17時までに、全ての講義（臨床解剖を除く）の補完が修了していない場合、態度評価の合格を認めない。

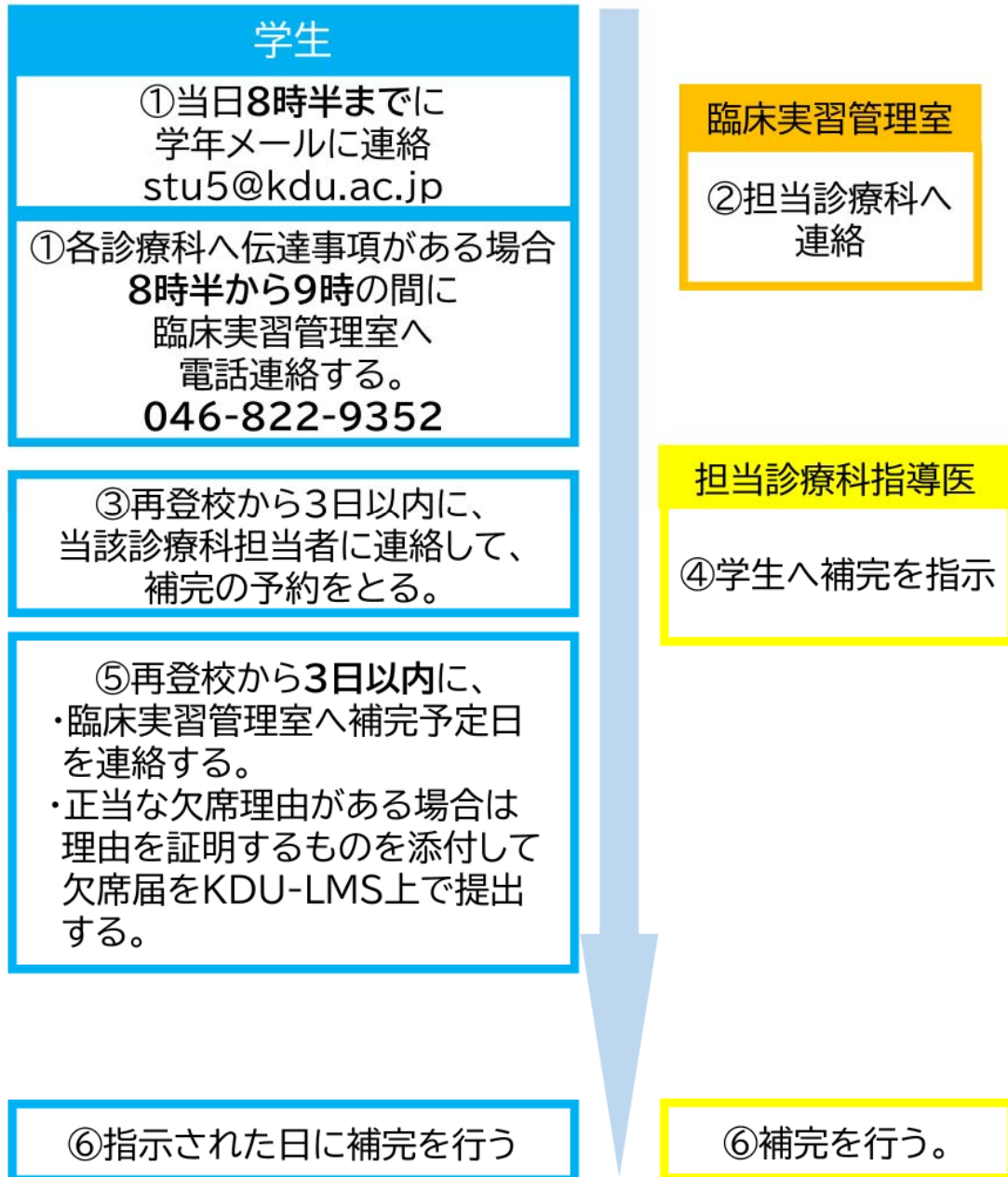
学生出欠・補完状況の確認方法

Ver. 20260311

学生用

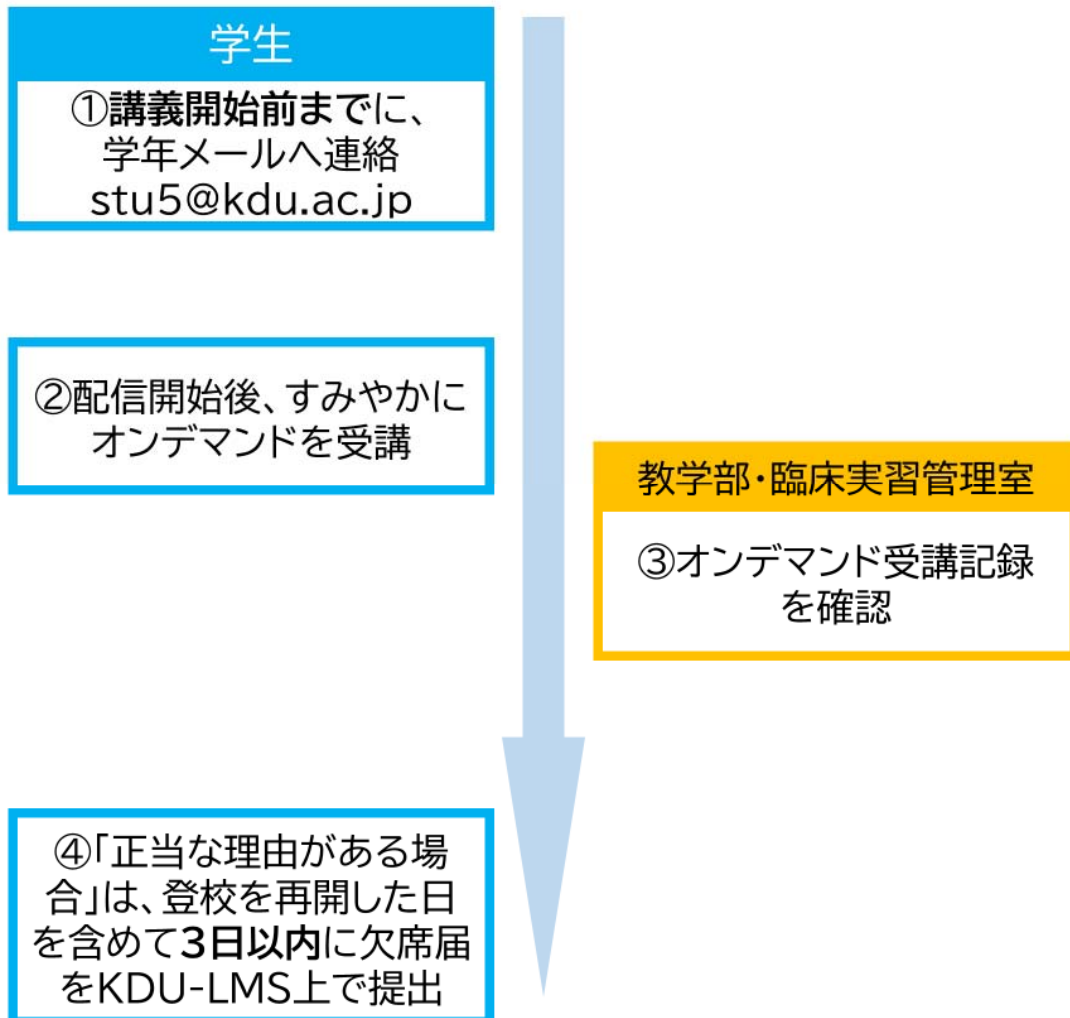


実習・演習を欠席する場合



講義(座学)を欠席する場合

*オンデマンド配信のある講義



18. 臨床座学試験の欠席

追試験がないため、正当な理由で欠席した試験については、学修状況を鑑みた上で、他の回の試験の得点率をもとに、上限を100点満点における90点として充てることとする。

ただし、欠席した試験は、登校再開した日を含めて3日以内に問題を受け取り解答し、速やかに解答用紙を提出することを条件とする（その得点は参考であり、評価には用いない）。

なお、複数回欠席した場合は、同様に各回の得点を算出するが、その回数および学修状況によっては、臨床実習の合格を認めない。

欠席回の得点の算出方法

欠席回の問題数（採点除外等の取扱い後）に、欠席回を除く①～④の総問題数における得点率（%；小数点第2位を四捨五入）を乗じた点数に、0.9を乗じて、欠席回の得点（点；小数点第1位を四捨五入）とする。その得点を用いた①～④の得点率に基づき、評価する。

例）第3回を欠席した場合（問題数も含めて例示である）

	①	②	③	④
問題数	120	108	120	102
得点	88	78		80
得点率	73.3	72.2		78.4

$$\text{③} = 120 \times 74.5\% (\text{①} \cdot \text{②} \cdot \text{④の総問題数における得点率}) \times 0.9 = \underline{80 \text{ 点}}$$

この80点を用いた①～④の得点率に基づき、評価する。

※各回の半日を欠席した場合、受験した半日分の点数は採用し、欠席した半日分のみに上記の算出方法を用いる。

19. 病気療養等による長期欠席

持病や入院等の予定がある者は、事前に教学部・臨床実習管理室に相談すること。ただし、欠席する期間によっては、履修が不可能な場合がある。

<その他>

20. 患者情報の取扱い

「歯科医師法」第十七条の三において、臨床実習生については「正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により歯科医業をする者でなくなった後においても、同様とする。」と規定されている。臨床実習生を含め、患者情報を取り扱う全

ての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならない。

患者情報の漏洩が確認された場合、臨床系教授連絡会および教授会に諮り、関係した実習生は「臨床実習」を不合格とする場合がある。

21. 携帯電話（スマホ）・通信端末（タブレット・PC等）の院内での取扱い

携帯電話（スマホ）は非常時や大規模災害時のために所持を認めるが、非常時以外の実習時間内の使用を認めない。通信端末（タブレット・PC）は学修目的の使用のみを許可する。

22. 授業内容の撮影・録画・録音の禁止

全ての実習・講義（ガイダンス・試験を含む）において撮影・録画・録音等の行為は認めない。このような行為は、著作権の侵害に該当する場合もあり、懲戒処分の対象となることがある。

23. 授業動画や教材の複製・配布の禁止

大学が提供する講義動画（オンデマンド）や実習・講義資料を含む全ての教材を無断で複製・配布することは認めない。このような行為は、著作権の侵害に該当する場合もあり、懲戒処分の対象となることがある。

24. 授業に関わる個人情報などのソーシャル・ネットワーキング・サービス投稿の禁止

20と関連して、全ての実習・講義（ガイダンス・試験を含む）において知り得た個人情報などの機微情報（患者情報・画像等）を、家族を含む第三者に漏らしたり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に投稿する等、情報漏洩に相当するような行為は固く禁じる。違反した場合は、懲戒処分の対象となることがある。

25. 災害時の対応

災害や停電等の不測の事態により授業の実施が困難な場合、KDU-LMS に掲示するので確認すること。

学校保健安全法施行規則第 18 条に定める感染症の種類

学校感染症の種類と登校停止期間の基準

分類	病名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、痘瘡、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、MARS、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザをのぞく）	発症した後、発熱の翌日を 1 日目として 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快したあと 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	

	急性出血性結膜炎	
	<その他感染症>以下のもの	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	・溶連菌感染症	
	・手足口病	
	・伝染性紅斑（リンゴ病）	
	・ヘルパンギーナ	
	・マイコプラズマ感染症	
	・流行性嘔吐下痢症	

※体調不良、発熱などある場合、まずは、無理をして登校せず、医療機関を受診しましょう。

自身の身体のこともさることながら、周囲の人への感染など迷惑行為を行わないようにしましょう。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

出席停止期間 目安表	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目で解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能		
	出席停止								
発症後2日目で解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能		
	出席停止								
発症後3日目で解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
	出席停止								
発症後4日目で解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
	出席停止								
発症後5日目で解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
	出席停止								

※解熱とは37.5度以下をいう

「新型コロナウイルス出席停止期間の基準」早見表

出席停止期間 目安表	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快	発熱	軽快	軽快 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
	出席停止							
発症後2日目に軽快	発熱	発熱	軽快	軽快 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
	出席停止							
発症後3日目に軽快	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快 1日目	発症後 5日目	登校可能	
	出席停止							
発症後4日目に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快 1日目	登校可能	
	出席停止							
発症後5日目に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快 1日目	登校可能
	出席停止							

※発症日（発熱や呼吸器症状有り）を0日として、5日を経過し、かつ、症状が軽快した日から2日目が出席可能日となる

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向であること

※発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨

神奈川歯科大学歯学部 of 学生の皆さんへ：生成 AI の授業における利用について Ver.1.1

2026 年 3 月 13 日

学長 櫻井 孝

生成 AI を含む AI の利活用は、利便性や生産性の向上、さらには人間の様々な能力をさらに発揮することを可能とするなど、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがあります。一方で、AI の信頼性や誤用・悪用などの懸念やリスクも指摘されており、論点整理では、しっかりと懸念やリスクへの対応とバランスを取りながら進めていく必要があるとされています。

神奈川歯科大学歯学部の方針として、生成 AI の利用について、下記のように方針を定めましたので、適切な活用を心掛けてください。

1. 「本学の対応」神奈川歯科大学歯学部では、生成 AI の利用を一律に禁止はいたしません。
2. 「授業での利用」生成 AI に関しては、その特徴として生成されたものの内容の真偽について一切保証されません。従って適切に活用していく上では、情報の真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）が必要となります。また、学修において生成 AI による文章をそのまま利用すると思考過程の訓練の機会が失われ、長期的には当人の能力向上が損なわれます。授業での生成 AI の利用の可否および利用条件、利用結果の評価については科目担当責任者が慎重に判断いたします。
3. 「不適切利用」レポート等に関しては、引用した文献を明記し自分なりの考察を記載することが求められます。授業課題を提出する際に、生成 AI が生成した文章等をそのまま自分の文章として用いることは認められません。
4. 「法的リスク」生成 AI の生成物には著作権等の問題が生じる可能性があります。従って、そのまま利用することは法的なリスクを伴う可能性があるため注意してください。また、生成 AI 用いた場合にはどのツールを用いたか記載が求められる可能性があります。
5. 「情報漏洩」生成 AI に入力した情報は、その AI 学習に用いられる可能性があります。従って、機密情報や個人情報等を入力してしまうと、情報漏洩の恐れがあるため絶対に入力してはいけません。
6. 「大学の信用を損なう利用」虚偽情報の作成・拡散、なりすまし行為、学生・教職員への嫌がらせ、誹謗中傷、差別的表現などの作成に利用してはいけません。
7. 「その他」生成 AI についての留意事項は、状況に応じて今後アップデートを行う予定です。